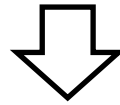


認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム等の高齢者社会福祉施設と障害児・障害者施設や救護施設、乳児院等の障害者施設等は、消防法令上、同等の火災危険性があるとされている同一の用途区分(消防法施行令別表第一(6)項ロ)に位置づけられている。



「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」において、高齢者社会福祉施設については、面積に関係なくスプリンクラー設備の設置を原則義務化すべきとの議論がまとまりつつある。障害者施設等についても、現行体系下では同等の火災危険性があると考えられるため、高齢者社会福祉施設に係る設置基準に合わせて、スプリンクラー設備の設置を原則義務化してはどうか。

<今後の予定>

- | | |
|-------|--|
| 7月30日 | 障害者施設等火災対策検討部会（第1回）開催 |
| 8月上旬 | 認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会（第4回）を開催し、部会報告のとりまとめ |